

## 取手地方広域下水道組合請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、取手地方広域下水道組合（以下「組合」という。）が発注する請負工事（以下「工事」という。）に係る工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者に対する適正な評価及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の請負代金額が130万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、次に掲げる工事は、前項の規定にかかわらず、評定の対象から除外することができる。

(1) 修繕工事

(2) 道路維持修繕工事等の単価契約工事

(3) 災害復旧等の緊急工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第4条第2項の応急工事であって同法事務取扱要綱九・二で定義される「応急本工事」を除く。）

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、主任監督職員、総括監督職員及び検査職員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評価するものとする。

3 評定は、取手地方広域下水道組合財務規則（昭和56年規則第1号）第2条の規定により組合が準用する取手市契約規則（昭和58年規則第14号。以下「契約規則」という。）第44条第4項に規定する建設工事成績採点表（様式第17号）により行うものとする。

4 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（様式第1号）により行うものとする。

5 評定結果は、工事成績評定表（様式第2号）に記録するものとする。

6 評定に当たっての採点は、次の各号に定める考査項目別運用表により、主任監督職員（別紙－１）、総括監督職員（別紙－２）及び検査職員（別紙－３）それぞれ採点するものとする。またその際は、記入方法及び留意事項（別紙－４）並びに施工プロセスチェックシート（別紙－５）を十分考慮するものとする。

（１）請負代金額が１３０万円を超え５００万円未満の工事評定は、考査項目別運用表（小規模型の別紙－１・別紙－２・別紙－３）により行うものとする。

（２）請負代金額が５００万円以上５０００万円未満の工事評定は、考査項目別運用表（簡便型の別紙－１・別紙－２・別紙－３）により行うものとする。

（３）請負代金額が５０００万円以上の工事評定は、考査項目別運用表（標準型の別紙－１・別紙－２・別紙－３）により行うものとする。

7 工事における高度技術、創意工夫及び社会性等に関して、請負者は当該工事における実施状況を高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況通知書（様式第３号）により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

（評定の時期）

第５条 評定は、主任監督職員及び総括監督職員は工事が完成したとき、検査職員は完成検査を実施したときに、それぞれ行うものとする。

（評定表等の提出）

第６条 主任監督職員及び総括監督職員は、評定を行ったときは、建設工事成績採点表、細目別評定点採点表、考査項目別運用表及び施工プロセスチェックシートを組合請負工事検査要領第４条第１項に規定する検査依頼書に添えて、工事主管課長を経て検査主管課長に提出しなければならない。

（評定結果の報告）

第７条 検査職員は、評定を行ったときは、建設工事成績採点表、細目別評定点採点表、工事成績評定表及び考査項目別運用表を、検査主管課長に報告しなければならない。

2 検査主管課長は、前項の報告を受けたときは、組合請負工事検査要領第１３条第２項に規定にする検査調書の写しとともに、建設工事成績採点表及び細目別評定点採点表の写しを工事主管課長に送付しなければならない。

- 3 検査主管課長は、第1項の報告を受けたときは、工事成績評定表を契約担当課長に送付しなければならない。

(評定結果の通知)

第8条 検査主管課長は、前条の報告後、別に定める取手地方広域下水道組合工事成績評定結果通知公表実施要領（平成23年告示第24号）に基づき速やかに当該工事の請負者に、評定結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 検査主管課長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 検査主管課長は、前項の修正を行ったときは、速やかに、その結果を当該工事の請負者に、通知するものとする。
- 3 前項の通知は、第8条の規定を準用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。  
(取手地方広域下水道組合建設工事成績評定要領の廃止)
- 2 取手地方広域下水道組合建設工事成績評定要領（平成16年告示第26号）は、廃止する。  
(建設工事の成績評定に関する経過措置)
- 3 この要領の施行の日前に、前項の規定による廃止前の取手地方広域下水道組合建設工事成績評定要領の規定により中間検査及び出来高検査に係る評定が行われた建設工事に係る工事成績の評定については、同要領は、この要領の施行後も、なおその効力を有する。

# 建設工事成績採点表（完成・一部完成・既済・中間）

※該当する検査を必ずチェックすること。

- 完成
- 一部完成
- 既済
- 中間

●完成検査で過去に既済、中間を実施している場合は、評定点等を手入力すること。  
 なお、過去に3回以上ある場合は、対応していないので平均値を計算して手計算すること。  
 過去に一部完成があった場合の、完成時の評定点には対応していないので、  
 完成検査時の評定点を本採点表で求めた後、その都度、請負額に占める対象金額の加重平均により手計算すること。

作成日	
-----	--

取手地方広域下水道組合

工 事 名	平成 年度	契約金額（最 終）										円														
請 負 者 名											工 期	から					完成年月日									
考 査 項 目		主 任 監 督 職 員					総 括 監 督 職 員					検 査 職 員 第 1 回 既 済					検 査 職 員 第 1 回 中 間					検 査 職 員 (完成)				
課 名 ・ 職 名																										
氏 名																										
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10.0																				
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																				
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10.0																+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0	+10.0	+5.0	0	-5.0	-10.0															
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0	+15.0	+7.5	0	-7.5	-15.0															
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																				
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																+10.0	+5.0	0	-10.0	-20.0
	II. 品 質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																+15.0	+7.5	0	-12.5	-25.0
	III. 出来ばえ																					+5.0	+2.5	0	-5.0	
4. 高度技術	I. 高度技術力			0																						
5. 創意工夫	I. 創意工夫			0																						
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+5.0	0																	
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点					点					点					点									
評定点（65点±加減点合計） ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点									
7. 評定点計		点					○既済部分（中間）検査があった場合：(①*0.4+②*0.2+③*0.2+④*0.2) = 評定点計 ※但し、③（既済、中間）が2回以上の場合は平均値 ○既済部分（中間）検査がなかった場合：(①*0.4+②*0.2+④*0.4) = 評定点計																			
8. 法令遵守等							点																			
9. 評定点合計		点 ○7. 評定点計－8. 法令遵守等																								
所 見		【主任監督職員】										【総括監督職員】										【検査職員】				

- ※1 1～3の評定（65点±加減点合計） + 4, 5, 6の評定 = 評定点
- ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。評価にあたっては、担当部局課内での責任者による合議を原則とする。
- ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- ※4 所見は必ず記載する。
- ※5 各考查項目毎の採点は、主任監督員は別紙1－①～別紙1－⑤、総括監督員は別紙2－①～別紙2－②、検査職員は別紙3－①～別紙3－③によるものとし、完成検査職員の評価に先立ち、主任・総括監督員が記入する。
- ※6 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

## 細目別評定点採点表

項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検査職員(中間)	④検査職員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	*0.4+2.6= 点				3.2点	
	II. 配置技術者	*0.4+2.6= 点				3.8点	
2. 施工状況	I. 施工管理	*0.4+2.6= 点		*0.2+6.5= 点		11.7点	
	II. 工程管理	*0.4+2.6= 点	*0.2+4.3= 点			9.3点	
	III. 安全対策	*0.4+2.6= 点	*0.2+4.3= 点			10.7点	
	IV. 対外関係	*0.4+2.6= 点				3.4点	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	*0.4+2.6= 点		*0.2+6.5= 点		13.9点	
	II. 品質	*0.4+2.6= 点		*0.2+6.5= 点		15.9点	
	III. 出来ばえ			*0.2+6.5= 点		8.5点	
4. 高度技術	I. 高度技術力	*0.4+2.6= 点				7.8点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	*0.4+2.6= 点				5.4点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		*0.2+4.4= 点			6.4点	
8. 法令遵守等			*1.0= 点				
評定点合計						100.0点	

※1 中間検査があった場合 (①+②+③\*0.5+④\*0.5) =細目別評定点(中間が2回以上の場合は③を平均する)

中間検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評定点

※2 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

工事成績評定表 (□ 修正)

工事主管課名 課

工 事 名				
請 負 代 金 額	当 初	円	最 終	円
工 期	当 初	年 月 日 から 年 月 日 まで	最 終	年 月 日 から 年 月 日 まで
工 事 完 成 日	年 月 日			
工 事 完 成 検 査 日	年 月 日			
中 間 検 査 日	第 1 回	年 月 日	第 2 回	年 月 日
請 負 者				
現 場 代 理 人 氏 名				
主 任 ・ 監 理 技 術 者 氏 名				
主 任 監 督 職 員 職 氏 名	印			
総 括 監 督 職 員 職 氏 名	印			
検 査 職 員 職 氏 名	印			
検 査 職 員 職 氏 名	印			
中 間 検 査 検 査 職 員 職 氏 名	—		—	印
中 間 検 査 検 査 職 員 職 氏 名	—		—	印
① 主 任 監 督 職 員 評 定 点	点			
② 総 括 監 督 職 員 評 定 点	点			
③ 中 間 検 査 職 員 評 定 点	— 点			
④ 完 成 ・ 検 査 職 員 評 定 点	点			
⑤ 法 令 遵 守 等	点			
⑥ 評 定 点 合 計	点			

※評定点を修正した場合は、□に✓印を記入する。

確 認	検 査 主 管 課 長	工 事 主 管 課 長

取手地方広域下水道組合  
管理者

請負者

工 事 名

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況通知書

項 目	評 価 内 容	備 考
<input type="checkbox"/> 高度技術  工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	<input type="checkbox"/> 施行規模	
	<input type="checkbox"/> 構造物固有	複雑な形状の構造物 既存構造物の補強，特殊な撤去工事
	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の活用
	<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件	湧水，地下水の影響 軟弱地盤，支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象条件の影響 地滑り，急流河川，潮流等，動植物等
	<input type="checkbox"/> 周辺環境，社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施行 騒音・振動・水質汚染等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄異物処理
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	災害時等での臨機の処置 施行状況（条件）の変化への対応
<input type="checkbox"/> 創意工夫  高度技術で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 準備・片付け	
	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械，器具，工具，装置類 二次製品，代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工計画，品質管理の工夫
	<input type="checkbox"/> 品質関係	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係	
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 地域への貢献	地域の自然環境保全，動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目の□にレマークを記入すること。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理すること。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況通知書（説明資料）

工 事 名			/
項 目		評価内容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添 付 図)			

※ 説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。